■算定要件抜粋(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等より抜粋)

(下線は改正部分)

(1) 介護医療院

介護医療院サービス費【新設】

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合 は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位 を所定単位数から減算する。

※厚生労働大臣が定める基準

百の二 <u>介護医療院サービスにおける安全管理体制未実</u> 施減算の基準

<u>介護医療院基準第四十条第一項に規定する基準に適</u> 合していること。

※介護医療院基準第四十条第一項に規定する基準

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止 するため、次の各号に定める措置を講じなければならな い。

一 (略)

二 (略)

三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

<u>四</u> 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当 者を置くこと。

注5 栄養管理について、<mark>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。</mark>

※厚生労働大臣が定める基準

百の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護 医療院サービスの注5の厚生労働大臣が定める基準 介護医療院基準第四条に定める栄養士又は管理栄養 士の員数を置いていること及び<mark>介護医療院基準第二十</mark> 条の二(介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。)に規定する基準のいずれにも適合していること。

※介護医療院基準第二十条の二に規定する基準

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

栄養マネジメント加算【削除】

【ヌ 栄養マネジメント加算】は削除。

栄養マネジメント強化加算【要件・名称(低栄養リスク改善加算の変更)】

ヌ 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 **別に厚生労働大臣が定める基準**に適合するもの として都道府県知事に届け出た介護医療院におい て、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施 した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日 につき所定単位数を加算する。ただし、イからへま での注5を算定している場合は、算定しない。

※厚生労働大臣が定める基準

百の四 <u>介護医療院サービスにおける栄養マネジメント</u> 強化加算の基準

第六十五号の三の規定を準用する。この場合において、同号中「指定地域密着型サービス基準第二条第七号」とあるのは「介護医療院基準第二条第三項」と、「通所介護費等算定方法第十号」とあるのは「通所介護費等算定方法第十五号」と読み替えるものとする。

※第六十五号の三の規定

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護費における<u>栄養マネジメント強化加算</u>の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 管理栄養士を常勤換算方法(指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数を五十で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を一名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行

- っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法 で、入所者の数を七十で除して得た数以上配置してい <u>ること。</u>
- <u>ロ</u> <u>低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれ</u> のある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、 看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して 作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理 をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者 ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事 の調整等を実施すること。
- <u>ハ</u> <u>ロに規定する入所者以外の入所</u>者に対しても、食事 の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる 場合は、早期に対応していること。
- 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提 出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報 その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のた めに必要な情報を活用していること。
- ホ 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のい ずれにも該当しないこと。

移行定着支援加算【削除】

【ム 移行定着支援加算】は削除。

排せつ支援加算【要件・区分】

ナ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして都道府県知事に届け出た介護医療院におい <u>て、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場</u> 合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単 位数を加算する。ただし、<u>次に掲げるいずれかの加算を</u> <u>算定している場合においては、次に掲げるその他の加算</u> は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算(I) 10単位 (2) 排せつ支援加算(II) 15単位 (3) 排せつ支援加算(III) 20単位

※厚生労働大臣が定める基準

- 七十一の三 介護医療院サービスにおける排せつ支援加 算の基準
 - <u>イ</u> <u>排せつ支援加算(I)</u> <u>次に掲げる基準のいずれに</u> <u>も適合すること。</u>
 - (1) 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについ て、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に 評価し、その後少なくとも六月に一回評価するとと もに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出 し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他 排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な 情報を活用していること。
 - (2) (1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者で あって、適切な対応を行うことにより、要介護状態 の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、 介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該 入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それ に基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づ く支援を継続して実施していること。
 - (3) (1)の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所 者ごとに支援計画を見直していること。
 - ロ 排せつ支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれに <u>も適合すること。</u>
 - (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合 すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込ま れる者について、施設入所時と比較して、排尿又 は排便の状態の少なくとも一方が改善するとと もにいずれにも悪化がないこと。
 - 二) イ(1)の評価の結果、施設入所時におむつを使用 していた者であって要介護状態の軽減が見込ま れるものについて、おむつを使用しなくなったこ <u>ځ</u> .
 - <u>ハ</u> 排せつ支援加算(Ⅲ) イ(1)から(3)まで並びにロ(2) (一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

自立支援促進加算【新設】

ラ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している ものとして都道府県知事に届け出た介護医療院に おいて、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場 合は、1月につき所定単位数を加算する。

※厚生労働大臣が定める基準

<u>七十一の四</u> <u>介護医療院サービスにおける自立支援促進</u> 加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る 医学的評価を行い、その後少なくとも六月に一回医学 的評価の見直しを行うとともに、その医学的評価の結 果等の情報を厚生労働省に提出し、自立支援の促進に 当たって、当該情報その他自立支援の適切かつ有効な 促進のために必要な情報を活用していること。
- □ イの医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
- <u>ハ</u> <u>イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、</u> 入所者ごとに支援計画を見直していること。
- <u>二</u> <u>医師が自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること。</u>

科学的介護推進体制加算【新設】

ム 科学的介護推進体制加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、 入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、 当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 科学的介護推進体制加算(I) 40単位
 - (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60単位

※厚生労働大臣が定める基準

九十二の二 <u>介護医療院サービスにおける科学的介護推</u> 進体制加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- <u>イ</u> 科学的介護推進体制加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認 知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る 基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
 - (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- □ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 次に掲げる基準の いずれにも適合すること。
 - (1) イ(1)に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等 の情報を、厚生労働省に提出していること。
 - (2) 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、イ(1)に規定する情報、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

安全対策体制加算【新設】

中 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

※厚生労働大臣が定める施設基準

- 六十八の七 <u>介護医療院サービスにおける安全対策体制</u> 加算に係る施設基準
 - <u>イ</u> <mark>介護医療院基準第四十条第一項に規定する基準に</mark> 適合していること。
 - <u>介護医療院基準第四十条第一項第四号に規定する</u>担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
 - <u>ハ</u> 当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的 に安全対策を実施する体制が整備されていること。
- ※介護医療院基準第四十条第一項に規定する基準

- 第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止 するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
 - ー 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が 記載された事故発生の防止のための指針を整備する こと。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある 事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析 を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備 すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
 - <u>四</u> 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当 者を置くこと。

サービス提供体制強化加算【要件・区分】

- <u>ノ</u> サービス提供体制強化加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(皿) 6単位

※厚生労働大臣が定める基準

百の六 介護医療院サービスにおけるサービス提供体制 強化加算の基準

第九十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第十三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十五号」と読み替えるものとする。

※第九十三号の規定

- 九十三 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準
 - <u>イ</u> サービス提供体制強化加算(I) <u>次に掲げる基準</u> のいずれ<u>にも適合すること。</u>
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (<u>一</u>) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介 護福祉士の占める割合が百分の八十以上である こと。
 - (二) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、勤 続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百 分の三十五以上であること。
 - (2) 提供する介護保健施設サービスの質の向上に資する取組を実施していること。
 - (3) 通所介護費等算定方法第十三号に規定する基準 のいずれにも該当しないこと。
 - □ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準 のいずれにも適合すること。
 - (1) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
 - (2) イ(3)に該当するものであること。
 - <u>ハ</u> サービス提供体制強化加算(皿) 次に掲げる基準 のいずれにも適合すること。
 - (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介 護福祉士の占める割合が百分の五十以上である こと。
 - (二) 介護老人保健施設の看護・介護職員の総数のう ち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上で あること。
 - (三) 指定短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - (2) イ(3)に該当するものであること。